

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第23号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定医療施設等) 第1条の2 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第22条第1項</u>に規定する<u>母子健康包括支援センター</u></p> <p>(4)～(12) 略</p>	<p>(特定医療施設等) 第1条の2 条例第3条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げる施設等とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 母子保健法（昭和40年法律第141号）<u>第22条</u>に規定する<u>母子健康センター</u></p> <p>(4)～(12) 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。